

# 性的サービスや労働の強要等

じん しん とり ひき

# その行為も、人身取引!

## 人身取引の取り締まりを強化しています。

人身取引は人間の尊厳を傷つけ、人権を軽視する重大な犯罪です。  
以下の行為は人身取引に該当し、  
法律違反となり、刑罰が科せられる可能性があります。

児童を買春  
した者に対しては

児童買春、児童ポルノに係る  
行為等の規制及び処罰並びに  
児童の保護等に関する法律4条

※5年以下の懲役又は  
300万円以下の罰金

### 騙す、脅すなどして アダルトビデオに出演させる

懲役 **10** 年

(職業安定法63条)

※1年以上10年以下の懲役又は  
20万円以上300万円以下の罰金



### 援助交際で児童に わいせつな行為をさせる

懲役 **10** 年

(児童福祉法34条1項6号、同法60条)

※10年以下の懲役若しくは  
300万円以下の罰金又はこれを併科



### わいせつ目的で、 家出した子供を自宅に連れ込む

懲役 **10** 年

(刑法225条)

※1年以上10年以下の懲役



### 強制労働をさせる

懲役 **10** 年

(労働基準法5条、同法117条)

※1年以上10年以下の懲役又は  
20万円以上300万円以下の罰金



あなたの身近な人の行為は人身取引かもしれません。加害者や被害者らしい人を見かけた場合は、  
最寄りの警察署(又は#9110)や地方出入国在留管理局(0570-013904)に連絡してください。

匿名による情報提供はこちら

匿名通報ダイヤル

**0120-924-839**



匿名通報

検索

<https://www.tokumei24.jp>

人身取引についての  
詳細や相談窓口はこちら



政府広報 人身取引

検索

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201111/3.html>



このリーフレットを示した人は、  
人身取引の被害に遭っている  
可能性があります。  
警察等への連絡をお願いします。

リーフレット  
(電子版)  
PDF



女性に対する暴力根絶  
のためのシンボルマーク